平成２６年（フ）第６号
秋田県山本郡三種町森岳字木戸沢199番地164、住民票上の住所秋田県山本郡三種町森岳字木戸沢115番地
破産者　伊藤　広子
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第２２号
茨城県常陸大宮市上町944番地の２、旧住所茨城県水戸市常磐町２丁目７番37―102号山田マンション
破産者　鯉渕　紀子
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１５号
新潟県小千谷市大字三仏生4077番地
破産者　小幡　正夫
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
静岡県三島市多呂117番地の６　ボナールコートＣ、破産手続開始決定時の住所静岡県三島市徳倉４―36―５―210
破産者　笹原　　啓
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
静岡県三島市日の出町６番77号　フォーアイランド壱番館102、破産手続開始決定時の住所静岡県沼津市市道町14番８号
破産者　笹原あや子
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第５５号
静岡県御殿場市東田中656番地の６　ガーデンコーポ柏木田102
破産者　平野　　昇
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３３４号
愛知県西尾市熊味町下池田４番地　ブライトパレス203号室、前住所愛知県西尾市つくしが丘６丁目１番３号
破産者　板倉　眞弓
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５００号
愛知県豊田市上原町西山118番地１　上豊田コーポ加知106号、前住所愛知県日進市藤枝町前田５番地１　エルシエロ日進天空の館313
破産者　吉田　友明
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５０７号
愛知県刈谷市神明町６丁目208番地　竹中マンション107号
破産者　宮川　悦子
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
愛知県知立市東栄１丁目55番地
破産者　能見紀代子
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第６４号
名古屋市港区秋葉２丁目13番地　ロイヤルガーデン秋葉202号、開始決定時の住所愛知県岡崎市戸崎町字才苗２番地１　ソレーユ岡崎602
破産者　坪内　直子
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
広島県福山市日吉台１丁目13番２号
破産者　藤川ヒロ子
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２５号
愛媛県西宇和郡伊方町中之浜617番地２
破産者　松田　尚久
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第８０号
愛媛県宇和島市津島町泥目水180番地４
破産者　濵田　　浩
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第１２号
長崎県長崎市茂里町１番１―515号、旧住所福岡県福岡市西区姪の浜１丁目10番１―906号
破産者　古賀　聡朗（旧姓磯野）
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４４２号
大分市大字荏隈1434番地の１
破産者　岡野　裕美
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１５号
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡5795番地、開始決定時の住所宮崎県延岡市稲葉崎町２丁目2398番地
破産者　尾宮　敏範
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部